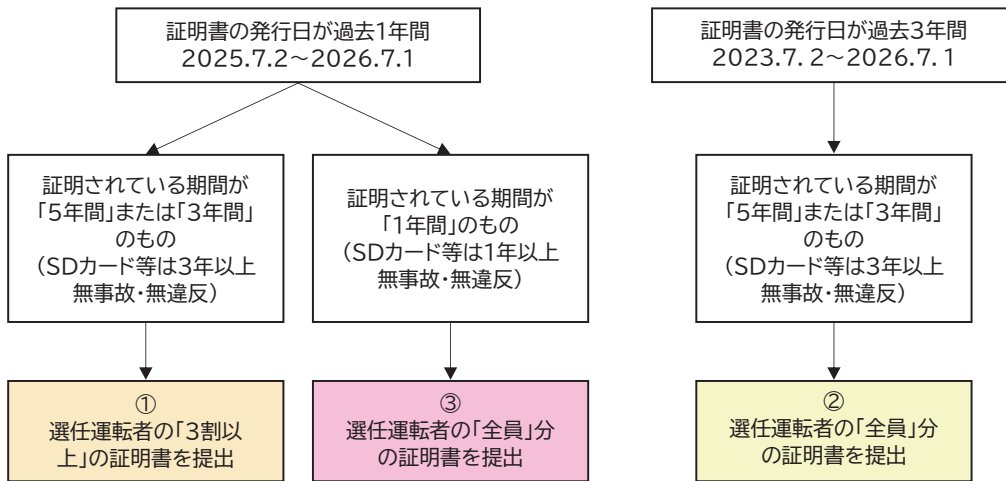


1 - (3). 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施 (3点)



判断方針	<p>◆ 自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」等を定期的に取り寄せることにより、運転者の違反状況を管理し、違反等が確認された場合には、個別の指導に活用している状況について判断します。</p>
判断基準	<p>①～③のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>① 過去1年間 (2025年7月2日～2026年7月1日) に発行された「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等を選任運転者の3割以上、確認できる。</p> <p>② 過去3年間 (2023年7月2日～2026年7月1日) に発行された「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等を選任運転者の全員分、確認できる。</p> <p>③ 過去1年間 (2025年7月2日～2026年7月1日) に発行された「1年間」の運転記録証明書等を選任運転者の全員分、確認できる。</p> <p>※ なお、運転記録証明書に事故・違反歴が確認された場合は、当該運転者に個別指導をしていること。</p>

グループプー(3)



提出書類

下記「●確認内容」が明記されている自動車安全運転センター発行の「SDカード」または「運転記録証明書」、「無事故・無違反証明書」のいずれかを提出してください。

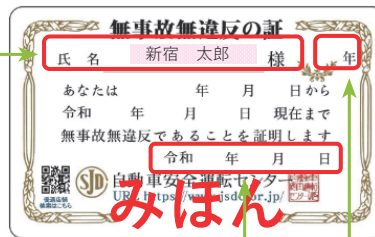
●確認内容

(ア) 選任運転者氏名 (イ) 年数 (証明されている期間) (ウ) 発行年月日 (エ) 発行機関 (自動車安全運転センター) (オ) 事故・違反がある場合は指導記録 (指導年月日・指導者氏名・対象者氏名)

※ (オ) は運転記録証明書に直接記入可

< SDカード (例) >

(ア) 選任運転者氏名
名前にカラーマーカーをつけ、
役職員名簿にチェック



(ウ) 発行年月日

- ①、② 過去1年間は 2025.7.2 ~ 2026.7.1
- ③ 過去3年間は 2023.7.2 ~ 2026.7.1

(イ) 年数 (無事故・無違反)

- 1年以上は③
- 3年以上は①、②

